「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編、外国にある第三者への提供編、第三者提供時の確認・記録義務編及び匿名加工情報編)(案)」に関する意見募集の結果について

平成28年11月30日 個人情報保護委員会事務局

個人情報保護委員会においては、本年10月4日(火)から11月2日(水)まで、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編、外国にある第三者への提供編、第三者提供時の確認・記録義務編及び匿名加工情報編)(案)」につきまして、広く国民の皆様からの御意見を募集しました。

その結果、この意見募集に対して248の個人又は団体から延べ1,135件の御意見等が寄せられ、これら御意見等に対する当委員会の考え方について、別紙1及び別紙2のとおり取りまとめました。

また、お寄せいただいた御意見等を踏まえた上で、本日、以下の各ガイドラインを定め、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律(平成27年法律第65号)の施行の日から施行することとなりましたのでお知らせします。

- 「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)」
- ・「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(外国にある第三者への 提供編)」
- ・「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(第三者提供時の確認・ 記録義務編)」
- 「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(匿名加工情報編)」

御意見をお寄せいただいた皆様に感謝申し上げるとともに、引き続き、当委員会 の活動に御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます。